



平成 26 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 デ ン ソ ー
代 表 者 名 取 締 役 社 長 加 藤 宣 明
(コード番号 6902 東証・名証第 1 部)
問 合 せ 先 経 理 部 長 浅 若 正 識
T E L 0566 - 25 - 5850

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 19 日に開催予定の当社第 91 回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) コーポレートガバナンスをより強化することを目的として、経営（意思決定・監督）を担当する「取締役」と、業務の執行を担当する「専務役員（新設）」・「常務役員」の役割を区分し、明確化することに伴い、「専務取締役」を廃止するものであります。
- (2) 代表取締役をより柔軟に選定できるよう、役付取締役以外からも選定できるよう見直すものであります。
- (3) 代表取締役および役付取締役について定める条文の趣旨に沿い、条項名称および条項順序を変更し、また条文を一部変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 25 条 取締役会の決議により、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名ならびに取締役副会長、<u>取締役副社長および専務取締役各若干名を置くことができる。</u></p> <p>前項の取締役の中から取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定める。</p> <p>(2 項から移設のうえ見直し)</p> <p>(1 項から移設のうえ見直し)</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 25 条 (2 項へ移設のうえ見直し)</p> <p>(1 項へ移設のうえ見直し)</p> <p>取締役の中から取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定める。</p> <p>取締役会の決議により、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名ならびに取締役副会長および<u>取締役副社長各若干名の役付取締役を置くことができる。</u></p>

3. 日程

本定款変更は、平成 26 年 6 月 19 日に開催予定の当社第 91 回定時株主総会に、付議予定であります。

以 上